

鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 50 号

改正 平成19年 3 月 23日規程第29号
平成20年 3 月 26日規程第23号
平成22年 3 月 24日規程第46号
平成24年 3 月 19日規程第29号
平成25年 3 月 13日規程第 8 号
平成26年 3 月 24日規程第33号
平成28年 2 月 10日規程第11号
平成29年 3 月 8日規程第53号
平成31年 3 月 13日規程第55号
令和 元年11月 27日規程第95号
令和 4 年 3 月 9 日規程第18号
令和 6 年 2 月 28日規程第 6 号

(設置)

第1条 鳴門教育大学教授会規則（平成16年規則第5号）第9条の規定に基づき、鳴門教育大学教授会に鳴門教育大学大学院学校教育研究科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名する副学長
- (2) 人間教育専攻及び高度学校教育実践専攻の各コースを担当する教員から各1人
- (3) 教育実習総合支援センター所長
- (4) 教務部教務課長
- (5) その他研究科長が指名する者

(任期等)

第3条 前条第2号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第5号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、第2条第1号の副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及びその実施に関する事項
- (2) 学生の身分（賞罰を除く。）に関する事項
- (3) 課程修了の認定に関する事項
- (4) 内部質保証に関する事項

(5) その他教務に関する事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門部会等の設置)

第8条 委員会に必要がある場合は、専門部会等を置くことができる。

2 専門部会等の設置、組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教務部教務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第1項第2号の規程により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項の規程にかかわらず、2人の委員のうち研究科長が指名する1人の委員については平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、第2条第1項第2号から第5号の規程に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において、改正前の第2条第1項第2号から第5号までに規定する委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

3 施行日において、第2条第2号から第6号までの規定に基づき選出された委員のうち概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。